

衆議院 予算委員會議録 第十五号

令和二年二月二十日(木曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 棚橋 泰文君

理事 井野 俊郎君

理事 坂本 哲志君

理事 堀内 詔子君

理事 大串 博志君

理事 伊藤 涉君

あべ 俊子君

伊藤 達也君

今村 雅弘君

うへの賢一郎君

小倉 将信君

大岡 敏孝君

奥野 信亮君

勝俣 孝明君

神山 佐市君

小泉 龍司君

國場幸之助君

塩谷 立君

鈴木 憲和君

武部 新君

根本 匠君

原田 義昭君

古屋 圭司君

村上誠一郎君

山口 壯君

山本 有二君

今井 雅人君

大西 健介君

川内 博史君

後藤 祐一君

辻元 清美君

馬淵 澄夫君

後藤 茂之君

葉梨 康弘君

山際大志郎君

渡辺 周君

秋本 真利君

石破 茂君

岩屋 毅君

衛藤征士郎君

小野寺五典君

大西 宏幸君

鬼木 誠君

金子 俊平君

河村 建夫君

小林 鷹之君

笹川 博義君

鈴木 貴子君

田畑 裕明君

中村 裕之君

野中 厚君

平沢 勝榮君

宮内 秀樹君

築 和生君

山本 幸三君

渡辺 博道君

小川 淳也君

岡本 充功君

玄葉光一郎君

武内 則男君

本多 平直君

前原 誠司君

村上 史好君

濱村 進君

鰐淵 洋子君

宮本 徹君

杉本 和巳君

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣

国土大臣

復興大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

消費者及び食品安全担当

国務大臣

国務大臣

地方創生担当

国務大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当

政府特別補佐人

内閣法制局長官

政府特別補佐人

(人事院総裁)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

浮島 智子君

古屋 範子君

藤野 保史君

足立 康史君

麻生 太郎君

高市 早苗君

森 まさこ君

茂木 敏充君

萩生田光一君

加藤 勝信君

菅 義偉君

田中 和徳君

武田 良太君

衛藤 晟一君

竹本 直一君

西村 康稔君

北村 誠吾君

橋本 聖子君

遠山 清彦君

近藤 正春君

一宮なほみ君

大西 証史君

溝口 洋君

菅家 秀人君

森野 泰成君

堀江 宏之君

秋川 直也君

松尾恵美子君

大塚 幸寛君

渡邊 清君

村山 裕君

秋山 実君

村上 敬亮君

大石 吉彦君

並木 稔君

三宅 俊光君

高原 剛君

小出 邦夫君

川原 隆司君

高嶋 智光君

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長)

政府参考人

(国立感染症研究所長)

政府参考人

(経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官)

政府参考人

(経済産業省大臣官房審議官)

参考人

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事)

参考人

(独立行政法人国立公文書館長)

予算委員会専門員

委員の異動

二月二十日

石破 茂君

今村 雅弘君

岩屋 毅君

奥野 信亮君

鬼木 誠君

河村 建夫君

根本 匠君

山本 有二君

辻元 清美君

本多 平直君

國重 徹君

杉本 和巳君

同日

大岡 敏孝君

辞任

補欠選任

中村 裕之君

小林 洋司君

橋本 泰宏君

脇田 隆子君

新川 達也君

末松 誠君

加藤 丈夫君

鈴木 宏幸君

金子 俊平君

武部 新君

鈴木 貴子君

田畑 裕明君

大岡 敏孝君

宮内 秀樹君

鈴木 憲和君

野中 厚君

村上 史好君

武内 則男君

鰐淵 洋子君

足立 康史君

体のガイドラインに基づいて、各省市において保存期間を設定するように定められております。

内閣総務官室の推薦名簿については、政府全体のガイドラインにおける定型的、日常的な業務連絡に該当し、大量の個人情報を含む文書の管理が負担となるなどを踏まえて、内閣総務官室において一年未満の保存期間と定めております。こういうルールです。

あくまでルールに基づいて、保存期間を設定をし、内閣官房の判断で適切な時期に廃棄したものと承知をいたしております。

○小川委員 まさにきょう破壊したいのはその言葉なんです。適正にルールに従ってやっている

官房長官、桜を見る会は、ちよつとよく聞いてくださいよ、ちよつとよく聞いてください。いろいろな大事な打合せもあるでしょうが、ちよつとよく、ここは大事なところなので。

桜の会は、官房長官、四月の十三日に行われました。これは別に、四月十三日だろうが何日だろうがいいんですよ、こんなことは。

主催者は、総理大臣と決まっています。これは重要なことですが、動かしがたいことなので、議論の対象にならない。

何をやったのか。花見をしたんですよ。そこでやったのは、花を見ることと、飲食と、懇談、これはまあ当たり前なんです。

それからもう一つ、会場は新宿御苑ですよ。これもどつちでもいいんですよ、別に、上野公園だろうが。いや、それは、いろいろ、物理的なことや警備がありますよ。しかし、本質じゃない。

ということば、いつ、どこで、何を、誰の招待でやるかは、まあ、動かし得ることであり、どつちでもいいことであり、本質ではないんですよ。

この事業の本質は、誰を招待したかにあるんです。誰を招待したかがこの桜を見る会という事業の核心なんです。その事業の核心たる名簿を、内閣総務官室は、日々の日程表や業務管理表と同等の、価値のない、低い文書だと言っているわけで

す。そうやって捨てておられるわけですか。官房長官、改めてお願いします。

この事業の核心は、誰を招待したかにあります。それを唯一担保する招待者名簿は、極めて重要な公文書です。そして、人事課には、その気になればそれを適正に管理する能力があります。改めて、この文書の保存、一年以上とするように、この場で、官房長官、指示をしてください。

○菅国務大臣 いつから一年未満ということをし、さかのぼりました。今わかる範囲で。菅政権のときからだったんです。内閣総務官室の名簿というのは、かつての野党政権のときからあります。そのときから、さかのぼったときは、そのところなんです。

そして、行政文書の……(発言する者あり)ですから、その前から、多分、私どもの政権、さかのぼってそうだったと思いますけれども、それぐらい前から行われているということが事実であることは、ぜひ申し上げておきたいと思えます。

行政文書の管理に関するガイドラインにおいては、事務事業の実績の合理的な跡づけや検証に必要となる行政文書に該当すれば、原則一年以上の保存期間とされます。

桜を見る会については、例えば、予定どおり運営を行うことができたかを示す当日の運営等に関する資料、どういった性格の方がどの程度の人参加したかを示す内訳表などが該当される一方、こうしたものは今五年ですから、一年未満じゃないんです。そして一方、単に招待者の氏名列挙した招待名簿については該当しないということを考えられ、招待者名簿は一年未満の保存期間という形で設定されているのが現状です。

○小川委員 菅直人さんの参考人招致を求めてもいいくらいですかね。それから、当時の総務官室、誰がやっていったのかな、これは聞いてみなきゃいけないですね。

ただ、それがもし事実だとすれば、それは受けとめましよう。しかし、それはそれとしつつ、現在の取扱いが今私が申し上げた趣旨において本

に適切かどうか、改めて検討してください。それでは……(菅国務大臣)委員長と呼ぶ官房長官、結構です。時間が終わりましたので、もうやめます。

もうやめますが、もう一つ、本当は、さつき聞き忘れたな、森大臣、検察の人事のことなんです。今からちよつとその実務的なことをお調べいただくとして、これ、もう一つの論点は、なぜ半年延長したかなんです。

法律上、一年延長できる。そうすると、半年後には、カルロス・ゴーン逃亡事件は決着をつくれるのか、半年後に。半年後というのは八月。八月といえは、稲田検事総長の定年退職日の前後でしょう。なぜ半年延長したのか。法律には稲田さんにつなぐためとは書いてありませんから。法律には、検察業務に対する著しい、まあ、国家公務員法を援用するとしても、我々はそれに反対ですがね、なぜ半年なのか。それは相当説明責任があります。それはまた次回改めたいと思えます。

○棚橋委員長 よろしいですか、答弁。

○小川委員 結構です。

○棚橋委員長 これにて小川君の質疑は終了いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。まず、新型コロナウイルス対策についてお聞きします。

本日、新たに日本人三名の死亡が明らかになりました。このお二方はダイヤモンド・プリンセス号の乗客で、ウイルスに感染し、入院して治療を受けていらつしやつた。大変残念ながら、お亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げます。

きのうから、このダイヤモンド・プリンセス号の乗客の下船が始まっております。滞在先として受入れを表明した愛知県岡崎市の藤田医科大岡崎医療センター、私も心から敬意を表したいと思えます。くれども、十八日夜に、無症状で陽性だった

二十四名の方とその家族八名、合計三十二名が収容されております。

同大学の広報、プレスリリースによりまして、今後、数日に分けて最大七十名を受け入れる予定だというふうに広報されております。

既に、三十二名の中から肺炎の症状があった方が四名が県内の医療機関に緊急搬送されております。陽性反応があった人たちでありますので、この三十二名のうちから既に四名ということでありまして、今後百七十名を受け入れていくということになります。同じような事態が、近隣の医療機関に緊急搬送する、こういうことはあり得ると思っております。というのも、同センターは医療行為が行えないという、検温とか血圧測定はできるんですけれども、それができないというところでありますので、そのところを、今後あり得る事態というふうに思えます。

ですから、転院先というのが今後必ず必要になると思っております。この転院先の確保、あるいは転院の状況等についてどのように把握をされているんでしょうか。

○加藤国務大臣 今御指摘ありました藤田医科大岡崎医療センター、また愛知県岡崎市、また周辺の皆さん方には、大変な御理解をいただきながら今回のクルーズ船での無症状の病原体保有者の受入れをいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

ただ、今委員御指摘のように、これはまだ病院開設前ということでありまして、無症状の方であればこうしてお受けいただくわけでありましてけれども、症状が出れば病院の方へ回さなければなりません。

今回の中にも明らかにインフルエンザの方もおられたようでありまして、いずれにしても、周辺の病院体制との連携が必要だということ、愛知県とそれから私どもと連携をして、周辺の病院、医療体制、これをしっかりと連携をして、引き続き、ここに無症状の病原体保有者の方、更に搬送させていただく中においても、病院におい

て、そうした病気が発症したときにはどこでしっかり受けとめていただけるのか、仕組みをしっかりとつくらせていただきたいと思ひます。

○藤野委員 十八日の夜に初めて住民説明会が行われました。百席が用意されたけれども二百人以上が参加したと聞いております。受け入れる場所があつてよかつたという地元の声もあります。突然の受入れでありますので、戸惑いの声も上がつております。

配付資料の一はその記事ではありませんけれども、近くに、道を挟んで小学校もあつたりするといふことでもあります。

この説明会で配付されたのがこのピラ一枚だけでありまして、これは、マスク、買い占めなくとも大丈夫とか書いてあるんですけれども、いわゆる一般的なピラだけなんです、会場で配付されたのは。

私、そのときの議事録も読ませていただきました。議事録を読ませていただきますと、冒頭、厚労省の方がこうおっしゃっています。「皆様方の心配していることの半分以上は、危惧に終わると思ひます。」ここから始まるんですね。一時間の予定だったのが二時間以上やっただんですが、結果どうだったかというところ、こういう声が上がっている。小学二年生の娘が怖がっているが、住民目線での説明はなかつたというんですね。センターから道を挟んで目の前に小学校があるわけですね。ですから、やはり不安になるのは当然だと思ひます。

そうした、まさに、住民目線に立った説明が、冒頭、皆さん方の心配していることの半分以上は危惧に終わるといふ、そこから始まったにもかかわらず、やはりこれは解消されておられません。それどころか、先ほど大西委員から紹介もありましたけれども、厚労省の担当者から、ゴジラでもない限り、道路を越えて学校まで届くようなくしゃみはあり得ないなどという発言であつたと言われっております。

厚労大臣にお聞きしたいんですが、住民の不安、やはり突然のことでもありません、そして、これはこの岡崎市だけでなく、今後いろいろなところで考え得る、既にさまざまな地域、千葉の勝浦や和歌山でもあるわけですから、やはりそうした市民の不安をしつかり受けとめて対応していくことが重要じゃないか。

とりわけ、私、懸念しているのは、せつかく受け入れてくださった施設に対する差別といひますか、住民感情、さまざまあります。これはやはり厳重な警護の装備とかを見ますと、そうした思いに駆られるのは当然な面もあります。

ただ、やはりそうした思いをしつかり受けとめて対応していく、厚労省の担当者の方が何を発言するか、どういふ説明をするか、それがそうした感情を助長するのか、それとも解消するのかにかかってくるわけですから、そうしたことをしつかり認識して対応していくという、その点についてお考えをお聞かせください。

○加藤国務大臣 今回の新型コロナウイルス、まだこれはどういふものなのかわからない。それから、もう一つの課題は、これに対するワクチンとか、あるいはこれを治療するという方策も明らかになつていない、どちらかといえば対症療法に よらざるを得ない。そうしたことも含めて、いろいろ住民の方が御不安を持つのは、これは当然のことだと思ひます。

そして、これは説明会でありまして、説明会は、そういった不安や心配に対して答えていくことによつて御理解を深めていく、そういう場ではないかならぬというふうにも思ひますので、今の指摘、あるいは先ほどの大西委員からも御指摘をいただきました、全くそぐわない発言であり、説明であつたといふこと、これは我々もしつかり反省をしながら、これから、また、この地域だけではなくて、実際の病院においてもいろいろ今回の方を受け入れていただいておりますから、いろいろな不安が周辺にもあることは十分承知しながら、そうした皆さんの理解を得るべく努力をしていきたいと思います。

○藤野委員 ぜひ、本間に住民の心配に寄り添つた対応を求めたいと思ひます。

厚労大臣は退席いただいで結構でございます。○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、御退席いただいで結構でございます。

○藤野委員 次に、東京高検の黒川検事長の定年延長問題についてお聞きします。

桜を見る会で、安倍総理自身への刑事告発が行われております。そして、元閣僚等に対する刑事訴追、家宅捜索、こういふことが行われてい る。まさにこうしたもど起つたのが、今回の異例な定年延長であります。

この問題を考える上で、なぜ検察官には普通の公務員と異なる特別の定年の規定があるのか、なぜ検察官は特別な制度があるのかというのを私は考える必要があると思ひます。

そこで、検察庁法の立法趣旨というものを、さまざまな法律の立法趣旨をちよつと検討したいと思ひます。

法務大臣にお聞きしますが、検察庁法というのが今回問題になつていられるわけですが、検察庁法の立法趣旨について、当時の国会で何と説明されているでしょうか。

○森国務大臣 検察庁法の法案提出当時の提案理由につきましても、当時の司法大臣が、「新憲法が司法権の独立につき深甚の考慮をいたしておられますことに鑑みますれば、狭義の意味の司法機関、すなわち裁判機関にあらざる検察機関は、これを裁判所と別個独立のものとするを相当と思料いたしました結果、裁判所とは別に、検察機関の組織を定めることとしたのであります。」と説明しているものでございします。

○藤野委員 今御答弁いただいたように、当時の、当時というの一九四七年三月十八日ですけども、司法大臣が、要するに、新憲法が、今の憲法が司法権の独立につき深甚の考慮をしてい るんだと。つまり、司法権の独立の思想を一層鮮明にする、そのために検察庁法を提案するんだといふことなんでしょうね。

もう一つ確認したいと思ひます。今度は事務方に教えていただきたいんですが、これも大臣ですかね、これも当時の大臣です。刑事訴訟法改正案の提案理由、刑事訴訟法、これについては、当時、何と説明されているでしょうか。

○森国務大臣 昭和二十三年五月二十八日の衆議院司法委員会において、刑事訴訟法改正案の提案理由は、御指摘の点については、「新憲法は、各種の基本的人権の保障について、格別の注意を払つていられるのでありますが、なかんずく刑事手続に 関しましては、わが国における従来の運用に鑑み、特に第三十一条以下数箇条を削いで、きわめて詳細な規定を設けていられるのであります。」さらにまた新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権、規則制定権を与えるとともに、その構成にも、特別の配慮をいたしていられるのであります。そのため新たに裁判所法や検察庁法の制定が必要とされたのであります。幾多の改正が免れないことになつたのであります。」などと説明されております。

○藤野委員 今の配付資料の二と三、今が三の方であります。まさに憲法の理念に基づいて検察庁法や刑事訴訟法がつくられたということが語られております。

例えば、今御答弁ありました刑事訴訟法の提案理由の中でどういふのがあるんですね。なかんずく刑事手続に關しましては、我が国における従来の運用に鑑みまして。この我が国における従来の運用といふのは何なのかということなんでしょうね。

これは、戦前の刑事訴訟手続のもとで、治安維持法による弾圧、特高警察などによる人権侵害が相次いだ、時には拷問で命を落とすことまで起きた、こういう痛苦の歴史のことを指しているわけですね。我が国における従来の運用といふのはそういうことでもあります。だからこそ、こういうことが二度と起きないようにするために、最高法規

である憲法に、三十一条以下十条にわたって、極めて詳細な刑事手続における人権保障の規定がある。刑事手続の規定を十条も設けている憲法なんというのには恐らく日本だけだと思います。

憲法学の大家、泰斗である芦部信喜先生の本にはこう書いてあるんですね。日本国憲法は、三十一条以下において、諸外国の憲法に類を見ないほど詳細な規定を置いている、これは、明治憲法下での捜査官憲による人身の自由の過酷な制限を徹底的に排除するためである。

明治憲法下での捜査官憲による人身の自由の過酷な制限を徹底的に排除するために、最高法規である憲法にそうした条文が置かれている。そうしたことを受けて刑事訴訟法がつけられ、そして検察庁法がつけられているわけですね。私は、こうした由来というのが非常に重要だと思います。そうした憲法や刑事訴訟の手続を担う仕組みにつくられた検察庁法が今回問題になっているわけですね。

その上で、個々の条文についてもちよつと見たいと思うんですが、これは事務方で結構ですけども、今回焦点の一つになっているのが、検察庁法三十二条の二の解釈だと思います。これは、国家公務員法が一九四七年に制定されたことを受けて、この国家公務員法と検察庁法の両者の関係を整理しないといけないね、こういう必要が出てきたために、その整理のために、既に検察庁法はあつたんですが、三十二条の二というものが新設されました。

法務省にお聞きしますが、この三十二条の二の提案理由について、どう説明されていたでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、検察官は、刑事訴訟法により、唯一の公訴提起機関として規定せられております、したがって、検察官の職務執行の公正なりや否やは、直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすものであります、このような職責の特殊性に鑑み、従来検察官については、一般行政

官と異なり、裁判官に準ずる身分の保障及び待遇を与えられたものであります、国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は何ら変わることもなく、したがってその任免については、なお一般の国家公務員とは、おのずからその取扱いを異にすべきものであります、よつて、本条は、国家公務員法附則第十三条の規定に基づき、検察庁法中、検察官の任免に関する規定を国家公務員の特例を定めたものとしたものでありますと説明されております。

○藤野委員 今答弁がありましたけれども、この答弁を読んで、強調されているのは、やはり検察官の職務の特殊性という言葉が複数出てくるわけでありまして、

例えば、検察官には、刑事訴訟法の二百四十七条で、唯一の公訴機関、もちろんここにもあるんですけれども、この答弁にも、刑事訴訟法により、唯一の公訴機関として規定されていると。まさに、こうした特殊性があるわけですね。そして、この検察官の職務執行が公正に行われるか否かは、直接刑事裁判の結果にも大きな影響を及ぼす。時には政治家にも捜査、起訴を行うわけですね。公訴権を独占する公益の代表者とも言われております。公益の代表者なんです。

法務大臣にお聞きしますけれども、基本の基本なんですけれども、要するに、こうした、例えば刑訴法二百四十七条によつて唯一の公訴提起機関とされている、直接刑事裁判に大きな影響を及ぼす、こういう検察官の公益の代表者としての特殊性は今も変わらないと思うんですが、基本的な認識をお答えください。

○森国務大臣 委員のおっしゃるとおりだと思います。

○藤野委員 今も変わらないということですね、特殊性が、ちよつとその辺をもう一回。

○森国務大臣 検察官は、司法権の行使と密接不可分な性質を持っておりまして、準司法的な役割を担うという意味では特殊性を持っておりまして、一方、行政機関の一員であるという身分も

持っておりますので、その両者を兼ね備えた特質を持つていられるというふうには理解しております。

○藤野委員 ミスター検察と呼ばれて、秋霜烈日という検察官の職責の厳しさをあらわす言葉の生みの親である伊藤栄樹元検事総長は、こう部下に訓示したと言われています。巨悪を眠らせるな、被害者とともに泣け、国民にうそをつくなと。

ですから、やはり検察官というのは非常に特殊な立場なんです。今大臣は行政機関の一般とおっしゃいましたけれども、戦前の痛苦の経験に基づいて世界に例のない憲法を具体化する。それはまさに公訴権を独占する、こうした特別な職責を担っているわけですね。ですから裁判官に準ずる身分保障も与えられているということでありまして、

そういう点では、先ほど紹介いただいた答弁の中でも、そういう検察官の職責の特殊性がある、だから、三十二条の二の中でも、国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は何ら変わることもなく、したがってその任免については、なお一般の公務員とは、おのずからその取扱いを別にするべきものというふうになされているんです。おにすべきものというふうになされているんです。おにすべからず違うんです。それはやはり、検察官の職責、非常に特殊な責務を担っているということだから、身分保障のあり方もおのずから違うわけなんです。

ですから、検察庁法と国公法の適用関係は極めて明瞭でありました。つまり、検察官に国公法の定年制度は適用されないということでありまして、検察官にはそうした確固とした解釈がずっと続いてきたわけですね、今回、これが変更された。これはいかに異常なことかということなんですね。

配付資料の五をごらんいただきたいと思うんですが、これは人事院総裁の書簡というものでありまして、一九七九年のものであります。

人事院総裁にお聞きしたいんですが、この書簡というのは、一九八一年の国公法改正に向けて、総理府から依頼を受け、その依頼を受けて人事院

で検討したその結果をまとめたもの、そういう理解でよろしいですか。経過のみお答えください。中身は後で聞きます。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

○藤野委員 これ、見ていただきますと、黄色く塗っている、定年制度の内容というのがあると思うんです。ここを見ていただきますと、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とありまして、(5)、(6)はいいんですが、(1)、(2)、(3)、(4)がポイントなんです。この(1)というのは適用範囲、(2)が定年、(3)が退職日、(4)が勤務延長及び再任用であります。これらが全部そろつて定年制度なんですけれども、問題は、(1)の適用があつて初めて(2)、(3)以下の話になるという話であります。

ただし、この書簡の赤線を引つ張つてるところにありますように、適用範囲のところ、「ただし、以下にありますように、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規定によるものとするとされているわけでありまして、つまり、やはり人事院といるのはこの(1)の適用がないという書簡をまとめているわけですね。適用がないんです。

ですから、適用がないんだから、(2)と(3)についても、もともとすけれども、独自の定めがある。(4)の適用もないわけですね。これはもう当たり前のことだと思つていいです。特例といった場合、問題になるのはこの(1)なんです。

ところが、今回、森大臣は、解釈か何かよくわかりませんが、この検察庁法が定める特例は、(1)じゃなくて、(2)、(3)だと言ひ出したんですね。違つたんです。特例というのは(1)なんです。その(1)について、その「ただし」に書いているように、検察官を外しましょうとなつていまして、まさに特例が書かれているわけでありまして、

これを(2)と(3)の話にして、(2)と(3)は検察庁法に確かに書いてあるけれども、(4)が書いていない。(4)は検察庁法にないから国公法を適用するんだと

言い出したわけですから。しかし、おかしいんです。(1)で、特例が、もう外すとなつていっているんですから、(4)の話まで行くはずがない。とんでもない解釈だと思ひます。

森大臣、何でもこんな解釈を行ったんですか。

○森国務大臣 委員の御指摘どおり、勤務延長制度の導入当時、検察官には、勤務…、藤野委員「解釈について聞いています、当時は知っておりませんが、今回は、国家公務員の一般の定年の引上げに関する検討を行つていた中で、その検討の過程として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討したところでございます。その中で、検察庁法を所管する法務省として、今御指摘なさいました特例というのが何かという解釈を、定年年齢と退職時期の二点であるように解釈しました。

また、先ほどおっしゃつた趣旨の点ですけれども、勤務延長の制度については、準司法官であるというふうな御指摘がございましたが、この点についても、準司法官であるという面と、それから行政官であるという面がございますが、先ほどの身分保障でも、行政官という意味では懲戒処分も裁判官と違つて適用されます。

そのような中で、この勤務延長の趣旨が検察官に及ぶかどうかということを検討したときに、公務遂行上必要な場合もあるのではないかと、一切、どんなときも延長できないということが、先ほど言つた準司法官という身分ということとその関連性を検討した結果、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというふうな解釈をしたところでございます。

○藤野委員 いやいや、先ほど大臣は検察官の職務の特殊性について答弁されましたけれども、職務の特殊性は変わらないわけですよ、特殊性は。変わらないのに定年制度だけ変えるというのが今回のあれなんです。変えられないんです。特殊性が変わらないんだから、定年制も変えられない。変えてはいけないんです。それを今回手をつ

けている。

ですから、もともと特例というのはこの(1)なんです。適用があるかどうかという範囲の話なんです。まさにこれが特例で、そこは外しなさいという話をしている、(2)、(3)、(4)の話じゃないんです、特例というのは、それを今回、突然、(2)、(3)、(4)と言ひ出した。これは曲解以外の何物でもないというふうな思ひます。

書簡を出した人事院に聞きたいんですが、この書簡を出したいわゆる考え方は、これは当時の議事録を読みますと、一年半ぐらいかけて鋭意検討された結果、こういう結論に達したというふうな同つていられるんですが、人事院としてはもともとこういう書簡の解釈をしていたということでもよろしいですね。もともとの方です、今じゃなくて。

○松尾政府参考人 お答え申し上げます。

詳細な検討過程は現時点では明らかではありませんけれども、検察官の定年年齢等につきましては、国家公務員法に定年制が導入される前から、身分関係の特例として定められていたという経緯等に鑑みまして、引き続き国家公務員の特例として取り扱うことが適当と判断したものと考えております。

○藤野委員 いや、かみ合つていないんですけれども、私は、皆さんが一年半もかけて、苦勞を重ねて、当時の議事録を読むと、いろいろな論点も出てきているとわかります。そうやってできたのがこの書簡ですねということを単純に確認したかったわけでありませぬ。

ですから、これは、そういう、ある意味、人事院として、政府から独立した機関として、非常にやはり公務員にかかわる大事な問題だからちゃんと議論しなきゃいけないと。当時の議事録はこう書いてあるんですよ。人事院といたしましては、実は定年制度につきましては、一般職公務員のいろいろな問題について、我々人事院といたしまして、退職管理の一つの重要な形態としての定年制というものについては、従来から非常に大きな関心を持つておつたことは事実でありまして、相

当慎重に取り組みました結果、約一年半ぐらいだと思ひますが、その期間に鋭意検討を重ねた結果、結論が得られました。当時の藤井総裁が国会でこう言つて説明されているわけでありませぬ。だから、法務省はこれを乱暴にひっくり返したわけですね、こうやって検討されたものを。

ちよつと時間の関係で、法制局にもお聞きしたいんですが、かつて、一九七五年二月七日の当委員会、予算委員会、行政府が勝手に法律の解釈を変えられるのかどうかと聞かれて、当時の内閣法制局長官は何と答弁していますか。

○近藤政府特別補佐人 お尋ねの、昭和五十年二月七日の衆議院の予算委員会、当時、吉国さんが長官でございましたが、答弁は、「法律の解釈は、客観的に正しく確定せらるべきものでありまして、行政府がこれをみだりに変更することなどはあり得ないものでございます。」とお答えしております。

○藤野委員 これがやはり内閣法制局の立場だと私は思ふんです。行政府が勝手に法律の解釈を変えられるのかと聞かれて、行政府がこれをみだりに変更することなどあり得ないと、極めて道理ある答弁だと思ふんです。

ところが、今回、配付資料の六を見ていただきますと、応接録というのが私の部屋に届けられたんです。これは、勤務延長制度、国家公務員法第八十一条の三、検察官への適用についてというもので、その真ん中あたりに「標記の件名について」とあると思ふんですが、「別添のとおり、照会があつたところ、意見がない旨回答した」という非常にそつけない一文で終わつております。意見がないと。

内閣法制局にお聞きしたいんですが、意見がないというのはどういうことなのか、ちよつと御説明いただけますか。

○近藤政府特別補佐人 私ども、応接録のときに、大体こういう形で一文、二文の答えは言ひませぬけれども、もちろん意見を求められるというのが私どもの所掌上の事務でございますから、意見

があるかないかと言うというのが職務でございますので、通常こういう形でお答えをしております。

もともと、各法律の解釈が各所管の省庁において責任を持つて日々やっておられるところでございます。各省庁で疑義があるときに法制局に意見を求めてくるということでございますので、相手方の考え方が私どもとしても合理的であるというふうな理解し、おかしくないと思つた場合には意見なしということで、通常、相手方から考え方が紙で示されますから、イエスかノーかを通常答えますので、意見なしということで了解ということでございます。

○藤野委員 やはり法の番人と言われるところであつて、かつ、みだりに省庁が解釈を変えようとした場合に、それをやはりストップする責任があると思ふわけですね。ところが、今回、意見がないということでありませぬ。

法制局長官は、二月十七日の予算委員会でお答えされておられるんです。法務省がこう考えたいというのでしたと答弁されているんですが、各省庁が考えたいと言へば、国会で答弁に縛られなくなるということになりませぬ、これはもうとんでもない話になつてくるわけでありませぬ。

森大臣にお聞きしたいんですが、よく森大臣は、八一年のときに、当時の説明の第四項を挙げて御説明されるんですが、私は大臣の答弁を読んだ、その第四項に関する八十一条の六とか十八條の二とか、何かもう穴があくほど読んだんですけれども、さっぱりわかりませぬ。あれがどうして検察官に定年の延長を認める根拠になるんですか。

○森国務大臣 当時の議事録の中に法制制度が羅列してあるところの御指摘だと思ひますけれども、それを全てパッケージとして検察官に定年制の適用がないというふうな、これまた別の、五日前の議事録でございませぬ、そちらから読み込んだということ御指摘を受けましたので、それに対する答弁として、それをパッケージであるとす

るならば、適用……(藤野委員)いや、私の質問は、何で根拠になるのかということなんです。バツケージとかそういうことじゃないと呼ぶ。今それを御説明しているんですけれども、それが、もし定年制という意味が……

○棚橋委員長 どうぞ説明を続けてください。

○森国務大臣 はい。それが全てを指すということであれば、内閣総理大臣の総合調整機能が検察官に及んでいるということの説明がつきませんので、それでは、定年制の意味とは何だろうか、定年制について特例が設けられているという、その特例は何だろうかということの解釈をさせていただいた、今回その解釈をさせていただいたということをお説明申し上げたところでございます。

○藤野委員 全くお答えになっていないですね。大臣の答弁の中で、国家公務員法八十一条の六、それなんだという答弁もあるんです。私、その八十一条の六も読んでみました。でも、主語はあくまで内閣総理大臣なんですね。何をやるかという、必要な調整をやるというんです。当然です。よ、これ、検察官だつて行政府の一員なんだし、それはいろいろ定年制度は省庁ごとにそれぞれありますから、調整をする、これは当たり前前のことです。これが何で今回定年を延長する根拠になるのかさっぱりわかりません。一〇〇%、何か適用されたつて、関係ないんですよ、これは。

十八条の二も引かれてはいるんですが、これも、主語は内閣総理大臣、やることは必要な調整と言っています。これは全く私は根拠にならないと思うんです。それともう一つ、大臣がよくおっしゃるのは、慎重な検討の結果とおっしゃるんですけども、これは恐らく、八十一条の三の規定を受けて人事院規則一一八の七を認定されていると思うんですが、今回、黒川さんの場合、この七の何号に当たるんですか。

○森国務大臣 これは、勤務延長制度に関する解釈の変更ではなくて、個別の人事の方についての御指摘だということに理解をして御答弁申し上げます。

ますけれども、黒川検事長については、人事院規則一一八第七條三号の、「業務の性質上、その職員に重大な障害を生ずるとき」に該当するものとして勤務延長させるところとしたものでございます。

○藤野委員 三号というお話でありました。

これは、いわゆる業務の特殊性という答弁もありましたけれども、一号は属人的な、どうしてもその人じゃないとできない、二号は勤務状況、例えば、離島であつて簡単に補充できないとかそういうことで、三号が今おっしゃった業務の特殊性なんです。

ただ、この業務の特殊性を検察に当てはめるといふのは、これは非常に私は問題だと思つておる。というのは、検察というのは検察一体の原則というのがあるわけですね。ほかの行政ももちろん一体で動きまわります。そして、全国一律、ユニバーサルサービスの要請はあります。ただ、なぜこの検察のみ、検察同一の原則といいますが、そういう一体の原則が求められるのか。これは、やはり検察が公訴権を独占する、こういう立場にあるからです。そして、起訴便宜主義もあつて、起訴しないこともできるんです。こういう権限もある。こんな権限を持つていられるのは検察だけなんです。

ですから、こういう巨大な権限を持つていられる検察が政府などの不当な干渉によつて左右されれば、司法の独立は有名無実になる。そうしたこともあつて、検察権の行使というのが均等になされるように、さまざま、いろいろな条文があるわけですね。

ですから、検察というのは一体じゃないといけないんです。先日、他の党の委員が金太郎あめといふ言い方をしましたけれども、そうじゃないといけないんです。起訴を独占しているから。全国どこでも、その人によつて起訴する、起訴しないが変つてしまつたら大変だから、検察というのは金太郎あめじゃないといけないんです。

だから、業務の特殊性なんということを強調しますと、この検察の一体性と大きく矛盾してくる。大臣、そう思いませんか。

○森国務大臣 検察官同一の原則というのは、検察官が行政権の一部であることから、検察権行使の均斉と適正を図るため、上司の指揮監督に服させるというものであり、検察官同一の原則は、一般の行政機関と同様、個々の職員が上司の指揮監督に服することなどは同様であると解釈をしております。

検察官は、その点において一般の行政機関の職員と異なるところはなく、検察官同一の原則は検察官への……(発言する者あり)

○棚橋委員長 説明をきちんと聞いて。静かに。

○森国務大臣 勤務延長制度の適用と何ら矛盾するものではないと解しております。

○藤野委員 いや、私はほかの省庁とは違つて言つておるんです。公訴を独占しているんです。公訴しないこともできるんです。こんなことは検察しかないんです。だから問題になるんです。それを、一番当てはめてはいけない業務の特殊性によつて黒川さんを定年延長させている。これは制度をまさに没却するものです。濫用でありま

もう時間もあれですけども、やはり、なぜこういうことが起きるのかということなんです。もう法務省の答弁もめちゃくちゃだし、人事院は答弁を修正するし、内閣法制局も意見がない。このことをめぐつて、法務省も人事院も、そして法制局もやるべきことをやらないのはなぜなのか。やはり、これは安倍政権だと思つておる。安倍政権が問題なんです。

これ、法務省、大臣が内閣法制局に依頼した、いいですかと相談したというのは一月十七日だと答弁されました。これがもし事実だとしますと、その前後に何があつたか。

十月三十一日に河井前法務大臣が辞表を提出され、十一月八日には桜を見る会が大きな問題になり、十二月七日には東京地検特捜部があきもとと衆

議院議員の秘書の自宅から資料を押収する。十二月十九日には東京地検特捜部があきもとと事務所などを家宅捜索する。十二月二十五日にはあきもとと衆議院議員が収賄罪で逮捕される。二十七日には広島地検が前法務大臣の捜査に着手する。一月十四日にはあきもとと氏が収賄罪で再逮捕される。十五日には河井夫妻といいますが、両議員宅が家宅捜索を受けるんです。これは十五日です。

今言ったことがずつと起きた中で法務省から内閣法制局への照会が行われ、人事院への相談が行われるということなんです。

ですから、そうした中で、今回、異様な人事が行われる。そして、それに対して何も、本来であれば、こういうときこそ人事院とか法制局の出番なんです。さつき言つたように、行政府がみだりに解釈しちゃういけない、そういう役割を果たす。にもかかわらず、その役割を果たさそうとしない。それどころか、安倍政権の暴走に加担している。今回、検察のトップの人事にまで手をつけようとしている。これは絶対に許せません。

この問題は、まさに三権分立の根幹にかかわる問題であり、国会の存在意義も問われているというところで、引き続き徹底的に真相を究明することを述べて、質問を終わります。

○棚橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、岡本充功君。

○岡本充功委員 きょうは一般質疑です。

その中で、大変お忙しい中、感染症の脇田所長に来ていただきました。ありがとうございます。限られた時間ですから、端的に、科学的に事実関係だけ教えていただきたいです。

今回、新型コロナウイルスの感染確認に使われているPCR法、このPCR法の検査のプロトコル、また、プライマーなどを開発したのは、日本でやられている検査です。これについては感染症研が開発をした、こういうふう聞いています。ではお尋ねしますが、このPCR法における偽陰性の確率、これはどのくらいあるというふう